

愛媛県今治庁舎敷地の土壌汚染に関する地歴調査等業務委託契約書（案）

愛媛県東予地方局長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間において、次の条項により、委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、愛媛県今治庁舎敷地の土壌汚染に関する地歴調査等業務（以下「委託業務」という。）について、別添「愛媛県今治庁舎敷地の土壌汚染に関する地歴調査等業務仕様書」に基づき、乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託期間）

第2条 乙は、契約締結の日から令和8年9月30日までの間に委託業務を実施するものとする。

（委託料）

第3条 甲は、委託料として金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、 円とする。
（※免除の場合は、「契約保書金は、免除する。」と記載する。）

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を自ら行うものとし、他の者にその実施を委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

（業務実施計画書の提出）

第7条 乙は、契約締結後速やかに業務実施計画書（様式第1号）を提出し、甲の承認を受けるものとする。

（業務実施計画書の変更）

第8条 乙は、業務実施計画書の内容を変更しようとするときは、事前に業務変更計画書（様式第2号）を提出し、甲の承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更は、この限りでない。

（調査等）

第9条 甲は、必要があると認めたときは、乙に対して委託業務の実施状況について調査し、指示を行い、又は書面等による報告を求めることができる。

(報告書の提出及び確認)

第10条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく、甲に業務完了報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の報告書を受理したときは、その日から起算して10日以内に、委託業務の完了検査を行うものとする。
- 3 前項の検査の結果、不合格となり、委託業務について補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了を届け出て、再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、前項の規定を準用し、また委託業務の補正に要する経費については、乙の負担等する。

(委託料の支払)

第11条 乙は、前条第2項又は第3項に定める検査に合格したときは、遅滞なく、委託料支払請求書(様式第4号)を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(契約保証金の返還)

第12条 乙は、契約保証金を納付している場合において、第10条第2項又は第3項の完了検査を終了したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

- 2 甲は、前項の返還請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に契約保証金を乙に返還するものとする。
- 3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
 - (2) 委託業務を遂行することが困難であるとき。
 - (3) 正当な理由がないのに、甲の指示に従わないとき。
 - (4) 契約の履行につき不正の行為があったとき。
 - (5) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。)であると認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定に基づき契約を解除したときは、委託料の全部又は一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

(損害賠償)

第14条 乙は、その責に帰すべき事由により、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(災害の負担)

第15条 甲は、乙が委託業務を行うに当たり、乙の従業員に作業中の事故及びその他の災害が発生しても、その責めを負わないものとする。

(関係書類の整備)

第16条 乙は、委託業務に係る経費を他の経費と区分して整理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

2 乙は、委託業務の関係書類を委託業務完了の年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 乙は、委託業務の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らし、又はいかなる目的にも使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、委託業務を実施するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(経費負担)

第19条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(契約の効力の遡及)

第20条 この契約の発注者と受注者の電子署名がともになされた日が第2条の委託期間の開始日より後の日である場合であっても、本契約の効力は、当該委託期間の開始日から生ずるものとする。

(協議事項)

第21条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和 年 月 日

愛媛県西条市喜多川796番地1

甲

愛媛県東予地方局長

乙

様式第1号（第7条関係）

令和 年 月 日

愛媛県東予地方局長 様

住 所
商号又は名称
代表者 職・氏名



愛媛県今治庁舎敷地の土壌汚染に関する地歴調査等業務実施計画書

令和 年 月 日付けで契約を締結した愛媛県今治庁舎敷地の土壌汚染に関する地歴調査等業務について、委託契約書第7条の規定により、実施計画書を提出します。

記

- 1 業務の実施予定期間
- 2 業務の内容
- 3 収支予算書（別紙のとおり）
- 4 その他

（注）「業務の内容」については、全体工程表など業務の実実施計画が分かる資料を添付すること。

(別紙)

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	備 考
委託料		
その他		
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	備 考
小 計		
消費税及び地方消費税の額		
合 計		

様式第2号（第8条関係）

令和 年 月 日

愛媛県東予地方局長 様

住 所
商号又は名称
代表者 職・氏名



愛媛県今治庁舎敷地の土壌汚染に関する地歴調査等業務変更計画書

令和 年 月 日付け第 号で承認のあった愛媛県今治庁舎敷地の土壌汚染に関する地歴調査等業務について、下記のとおり変更したいので、委託契約書第8条の規定により、変更計画書を提出します。

記

- 1 変更の理由
- 2 業務の実施予定期間
- 3 業務の内容
- 4 その他

様式第3号（第10条関係）

令和 年 月 日

愛媛県東予地方局長 様

住 所
商号又は名称
代表者 職・氏名

印

愛媛県今治庁舎敷地の土壌汚染に関する地歴調査等業務完了報告書

令和 年 月 日付けで契約を締結した愛媛県今治庁舎敷地の土壌汚染に関する地歴調査等業務について、委託契約書第10条第1項の規定により、完了報告書を提出します。

記

- 1 業務の実施期間
- 2 業務の内容
- 3 収支決算書（別紙のとおり）
- 4 その他

(別紙)

収 支 決 算 書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	決算額	備 考
委託料		
その他		
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

区 分	決算額	備 考
小 計		
消費税及び地方消費税の額		
合 計		

様式第4号（第11条関係）

令和 年 月 日

愛媛県東予地方局長 様

住 所
商号又は名称
代表者 職・氏名

印

愛媛県今治庁舎敷地の土壌汚染に関する地歴調査等業務委託料支払請求書

令和 年 月 日付けで契約を締結した愛媛県今治庁舎敷地の土壌汚染に関する地歴調査等業務に係る委託料の支払いについて、委託契約書第11条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円也